

令和5年度旭川市農業委員会第4回総会議事録

- 1 開催日 令和5年8月25日(金曜日)
- 2 開催時間 午後3時00分開会 午後3時20分閉会
- 3 開催場所 旭川市神居町雨紛 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 25名
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 1番・橋本 幸博 | 2番・北原 浩美 | 3番・松原 朗 | 4番・吉田 豪人 |
| 5番・市田 敏行 | 6番・佐藤 絢也 | 7番・佐藤 慎二 | 9番・小出 範之 |
| 10番・中島 張 | 11番・湯浅 光二 | 12番・楠 栄 | 13番・請川 幹恭 |
| 14番・石尾 卓也 | 15番・只石 博幸 | 16番・柿木 和恵 | 17番・廣田 健太郎 |
| 18番・廣瀬 康行 | 19番・小竹 一茂 | 20番・山中 泰典 | 22番・佐藤 博則 |
| 23番・鈴木 剛 | 24番・高橋 一政 | 25番・前田 靖雄 | 26番・山田 孝 |
| 27番・滝川 岳雪 | | | |
- 5 欠席委員 8番・川上 和幸
- 6 遅参委員 21番・千代 圭
- 7 事務局職員 太田事務局長 小浜事務局次長 栗山副主幹
西村副主幹 稲場主査 荒主査
遠藤主任 正部川主任
- 8 傍聴人 なし
- 9 議事録署名委員 3番・松原 朗 4番・吉田 豪人
- 10 議事内容
- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 現地目証明願について(審議)
 - (4) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (5) 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について
 - (6) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
 - (7) 報告第4号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第5号 現地目証明願について(専決)
 - (9) 報告第6号 農業者老齢年金裁定請求について

○議長（山田 孝） ただいまから、令和5年度旭川市農業委員会第4回総会を開催いたします。

本日の出席委員は25名でございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局（小浜次長） 事務局
御報告申し上げます。

本日の総会に議席番号8番川上委員から、欠席する旨の届出がございました。

また、議席番号21番千代委員から、遅れる旨の連絡がございました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議席番号3番松原委員、議席番号4番吉田委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

また、議事についての発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし3ページでございます。

御審議いただきますのは、所有権移転の3件で、地区の内訳は、東鷹栖地区2件、江神地区1件となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

番号3番につきましては、佐藤慎二委員に関係がありますので、委員会規則第12条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

○委員（佐藤 慎二） （退席）

- 議長（山田 孝） それでは事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
議案の3ページ、番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が規模拡大を図る案件でございます。
議案補足資料3ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号3番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） 発言がありませんので、番号3番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 委員（佐藤 慎二） （着席）
- 議長（山田 孝） 佐藤 慎二 委員が関係する案件について、決定いたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。事務局から説明いたします。
- 事務局（西村副主幹） 事務局。
議事参与以外の案件について御説明いたします。
番号1番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号2番につきましては、譲渡人が所有する全ての農地を譲受人へ売却し、譲受人が規模拡大を図る案件でございます。
いずれも、議案補足資料1ページ及び2ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号1番及び2番について審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）

○委員（千代 圭） （到着・着席）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の5ページ 番号1番及び2番を御覧ください。
本件は、甲種農地において、雪堆積場を設置するため、使用貸借権を設定し、一時転用するものであります。
申請地2筆の所有者が異なるため、申請は2件に分かれています。同一の目的での一体的な使用です。
続いて、議案補足資料5ページの位置図を御覧ください。
申請地は旭川市東鷹栖支所から西へ約2.1kmに位置します。
次に、土地利用計画図を御覧ください。
申請地には雪を堆積する部分、盛土、側溝、沈砂池及び外堀沈砂池を設置する計画です。
審査内容の概要につきましては、資料7ページ及び10ページの総括表に記載しております。詳しくは資料8ページ及び11ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。

○委員（柿木 和恵） 16番・柿木です。
本件は、雪堆積場への一時転用の案件です。昨年想定の3倍の雪の搬入があったことから、大雪に備え、例年より面積を増やした申請となっております。
周辺に代替できる土地がないことから、農地転用はやむを得ないと考えます。
以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

- 委員（松原 朗） 3番・松原です。
確認です。
意見書の8ページの所在地の地番ですが、5256の2と書いてありますが、これは5255の1になるでしょうか。
- 事務局（正部川主任） 御指摘のとおり、8ページの意見書の地番は5255の1です。
訂正します。
- 議長（山田 孝） よろしいですか。
- 委員（松原 朗） はい。
- 議長（山田 孝） 他に何かありませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号
「現地目証明願について（審議）」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（稲場 主査） 事務局。
日程第3議案第3号「現地目証明願について（審議）」を御説明いたします。
議案の該当ページは7ページ及び8ページでございます。
東鷹栖地区で1件、永山地区で1件、江神地区で2件、東旭川地区で2件、合計で6件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員からの補足説明を求めます。
- 委員（佐藤 慎二） 7番・佐藤です。
番号3番につきましては、江神地区の委員6名で現地を確認しました。
本件の土地は、従前から山林化しておりますことから、農採地以外と判断いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、議案第3号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、議案第3号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とし、証明することに決定いたします。

○議長（山田 孝）

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹）

事務局。

日程第4報告第1号「農地法第3条の3の規程による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは9ページないし22ページでございます。

本件につきましては合計20件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区3件、永山地区1件、江神地区が番号5番ないし7番及び市街化区域内の番号1番を含めた計4件、西神楽地区3件、東旭川地区9件となっております。

届出の内容につきましては、全件が相続による所有権の移転でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝）

次に、日程第5報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤 主任）

事務局。

日程第5報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは23ページでございます。

本件は、市街化区域内の農地を新たに権利設定して転用するもので、所有権移転による駐車場の設置が1件ございました。

この件につきましては、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第6報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 日程第6報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。議案の該当ページは25ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に10の法人から報告書の提出がありました。

これらの法人につきましては、補足資料の13ページないし22ページの「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（稲場 主査） 事務局。

日程第7報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは27ページ及び28ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で2件、江神地区で2件、合計4件ございました。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第5号「現地目証明願いについて（専決）」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（遠藤 主任） 事務局。
日程第8報告第5号「現地目証明願いについて（専決）」を御説明いたします。議案の該当ページは29ページないし35ページでございます。
本件は、報告対象の期間中に、市街化区域内の土地における現地目証明の願出が27件あり、事務局で確認しましたところ、現況は全て農地・採草放牧地以外でありました。
これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第3号及び旭川市農業委員会現地目証明事務処理要領第12条に基づき、事務局長専決により証明書を発行したことを御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（西村副主幹） 日程第9報告第6号「農業者老齢年金裁定請求について」を御説明いたします。議案の該当ページは37ページでございます。

本件につきましては、報告対象の期間中に新制度の老齢年金裁定請求が3件、旧制度の老齢年金裁定請求が4件、合わせて7件の裁定請求がありました。

いずれも内容が適正なことを確認したので、旭川市農業委員会事務局規程第6条第1項第4号により、事務局長専決処理にて請求書を独立行政法人農業者年金基金へ送付しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） 事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第6号を終わります。

○議長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和5年度旭川市農業委員会第4回総会を閉会いたします。

以上のとおり会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

署名委員

松原 胡

署名委員

吉田 豪人